

## 鹿児島県漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付要領

### (趣旨)

第1条 知事は、公共用水域の水質保全と漁業集落等の生活環境の改善を図るため、漁業集落排水施設の整備を行う市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合も含む。以下同じ。）を積極的に支援し、予算の範囲内において、助成を行う。助成については、鹿児島県漁業集落排水施設整備促進事業交付金（以下「交付金」という。）によるものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）、鹿児島県生活排水処理施設整備促進事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの要領に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要領において「交付対象事業費」とは、雨水排水施設を除く要綱第2条第2項第3号に掲げる漁業集落排水施設のうち、法令及び国の要綱等に基づく要件に合致し、次の各号に掲げる国の予算から建設に係る補助（交付金の交付を含む）を受ける施設の建設に係る国庫補助対象事業費とする。ただし事務費を除くものとする。

- (1) 国の予算科目の「項」のうち農山漁村地域整備事業費、水産基盤整備事業費及び地域再生推進費に計上される予算
- (2) 離島及び奄美を対象とした国の予算科目の「項」である離島振興事業費のうち前号に掲げた3つの「項」に含まれる同一名の「目」に計上される予算

### (交付金の算定基準)

第3条 要綱第2条第3項の交付額（以下「基本交付額」という。）は、第2条の交付対象事業費に本土（離島振興法第二条第一項及び奄美群島振興開発特別措置法第一条に指定されている地域以外の区域）は1,000分の100、離島（離島振興法第二条第一項に指定されている地域）は1,000分の125、奄美（奄美群島振興開発特別措置法第一条に指定されている地域）は、1,000分の141.25を乗じた額以内とする。ただし、平成15年度新規採択地区からは、当該漁業集落排水施設の整備を行う市町村の財政力指数比で基本交付額を補正するものとする。

2 前項の規定により基本交付額を補正する場合の交付額については、下表により区分した補正係数を基本交付額に乗じた額以内とする。

財政力指数比の区分	補正係数
1.0未満	市町村毎の財政力指数比
1.0以上1.5未満	1.1
1.5以上	1.2

注1：「財政力指数比」とは、県内全ての市町村（当要領により交付しようとする交付金の属する会計年度の開始の日において存在する市町村）毎の財政力指数の平均値（小数点3位を四捨五入）を、当該漁業集落排水施設の整備を行う市町村の財政力指数で除した数値で、小数点3位を四捨五入するものとする。

なお、予算を翌年度へ繰越した場合も財政力指数の採用年度は変更しないものとする

注2：「財政力指数」とは、当該会計年度の前年度を含む過去3年度内の各年度の別に地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数（小数点3位を四捨五入）とする。

注3：補正率は、小数点3位を四捨五入するものとする。

- 3 第1項の財政力指数比の算出に用いる市町村の財政力指数について、合併した市町村（以下「合併市町村」という。）の交付金額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度を含む10年度については、合併関係市町村（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）第2条第3項に規定する市町村）が当該年度においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続するものとして算出した額の合算額とすることを妨げない。

（交付金の交付申請）

第4条 規則第3条の補助金等の交付申請書は別記第1号様式によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
- （2）収支予算書（別記第3-1号様式）
- （3）その他知事が必要と認める書類

（交付金の交付の決定の通知）

第5条 規則第6条による補助金等の交付の決定通知は、交付金交付決定通知書（別記第4号様式）によるものとする。

（交付対象事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業等の内容の変更事由は次に定めるとおりとする。

- （1）交付対象事業の変更に伴う交付金の増減

- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- （1）事業変更計画書（別記第2号様式）
- （2）変更収支予算書（別記第3-1号様式）
- （3）その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、交付金変更交付決定通知書（別記第6号様式）によるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第7号様式によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実績書（別記第8号様式）
- （2）収支精算書（別記第3-2号様式）
- （3）その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、原則として、交付対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付のあった年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（交付金の額の確定）

第8条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、交付金交付確定通知書（別記第9号様式）によるものとする。

( 交付金の交付 )

第 9 条 規則第 16 条第 1 項の補助金等交付金交付請求書は、別記第 10 号様式によるものとする。

2 この要領に基づき交付される交付金は、概算払いを請求することができる。

3 規則第 16 条第 3 項の補助金等概算払申請書は、別記第 11 号様式によるものとする。

( 雑則 )

第 10 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、平成 13 年 6 月 25 日から施行する。

3 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

4 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

5 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の鹿児島県漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付要領の規定は、平成 22 年度分の交付金から適用する。

第1号様式（第4条関係）

平成 第 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

平成 年度 漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付申請書

平成 年度において、漁業集落排水施設整備事業（ 地区）を実施したいので、下記のとおり交付金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付要領第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1, 交付金交付申請額 一金 円

2, 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書



(変更)収支予算書

1,収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額			備 考
	当初	変更	合計(A)	
県交付金				
計				

2,支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額			備 考
	当初	変更	合計(A)	
計				

## 収支精算書

1, 収入の部

(単位: 円)

区 分	予 算 額			精 算 額 (B)	差引増減額 (B)-(A)	備 考
	当初	変更	合計(A)			
県交付金						
計						

2, 支出の部

(単位: 円)

区 分	予 算 額			精 算 額 (B)	差引増減額 (B)-(A)	備 考
	当初	変更	合計(A)			
計						

第4号様式(第5条関係)

平成 第 年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

平成 年度 漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度漁業集落排水施設整備促進事業交付金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することを決定しました。

記

1 交付金の額 金 円

2 交付の条件

第5号様式(第6条関係)

平成 第 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

平成 年度 漁業集落排水施設整備促進事業交付金変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度漁業集落排水施設整備事業( 地区)を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付要領第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付金交付申請額 金 円  
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類  
(1)事業変更計画書  
(2)変更収支予算書

第6号様式(第6条関係)

平成 第 年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

平成 年度 漁業集落排水施設整備促進事業交付金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度漁業集落排水施設整備促進事業交付金については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 交付金の額 金 円

2 交付の条件

第7号様式（第7条関係）

平成 第 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 印

平成 年度 漁業集落排水施設整備促進事業交付金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき平成 年度漁業集落排水施設整備事業（ 地区）を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付要領第7条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（第8号様式）
- (2) 収支精算書（第3号様式）

第8号様式（第7条関係）

平成 年度事業実績書

（事業主体 ）

補助事業の種類		
施行箇所		
工事の概要		
工事の期間	平成 年 月 日着手	平成 年 月 日完成
県の確認検査日		
費目別区分	精算額	交付金算出方法
本工事費	円	漁業集落排水施設整備事業費（A） 交付金 = （A）× 交付率（× 補正係数）
測量及び試験費		-
用地補償費		-
費		* 上記により算出した金額が、県の助成額の限度を上回った場合は県の助成額を上限として交付する。 （千円未満切捨て）
合計	（A）	交付金額 千円

（注） 補助事業の種類は、国の事業名を記入すること。精算額欄には、補助事業のうち漁業集落排水施設整備に該当する金額を記入すること。

第9号様式（第8条関係）

平成 第 年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

平成 年度 漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度漁業集落排水施設整備促進事業交付金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により承認し、下記のとおり確定しました。

記

1 交付確定額 金 円

第10号様式(第9条関係)

平成 第 年 月 日 号

鹿児島県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度 漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号の交付決定(確定)通知書に基づく平成 年度漁業集落排水施設整備促進事業交付金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	前回までの交付額	今 回 請 求 額	未 請 求 額
円	円	円	円

預金口座番号  
(金融機関名)

当 座  
本・支店 号

普 通

フリガナ  
貯金口座名義人

第11号様式(第9条関係)

平成 第 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度 漁業集落排水施設整備促進事業交付金概算払申請書

平成 年 月 日付け 第 号の交付決定(確定)通知書に基づく平成 年度漁業集落排水施設整備促進事業交付金を鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県漁業集落排水施設整備促進事業交付金交付要領第9条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

総 額	受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由